

名古屋地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 裁決取消請求事件

国側当事者・国(国税不服審判所長)

令和6年3月21日棄却・控訴

判 決

原告	株式会社A
同代表者代表清算人	甲
被告	国
同代表者法務大臣	小泉 龍司
裁決行政庁	国税不服審判所長 伊藤 繁
同指定代理人	別紙指定代理人目録記載のとおり

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

国税不服審判所長が、令和5年2月21日付けで原告に対してした審査請求をいずれも却下する旨の裁決(名裁(法)令4第12号)を取り消す。

第2 事案の概要(以下において用いる略語は、別紙略語一覧のとおりとする。)

本件は、原告が、伊勢税務署長から、平成28年4月1日から同29年3月31日までの事業年度の法人税及び同期間の課税事業年度の地方法人税についてそれぞれ更正処分及び重加算税の賦課決定処分(本件各処分)を受けたため、国税不服審判所長に対し、本件各処分の全部の取消しを求める審査請求(本件審査請求)をしたところ、国税不服審判所長から、本件審査請求もいずれも却下する旨の裁決(本件裁決)を受けたことから、被告を相手として、本件裁決の取消しを求める事案である。

- 1 関係法令の定めは、別紙関係法令の定めに記載したとおりである。
- 2 前提事実(争いのない事実及び証拠等により容易に認められる事実)

(1) 当事者等

原告は、介護保険法による特定施設入所者生活介護事業等を目的とする株式会社であり、令和4年5月●日、株主総会決議により解散した。

(2) 本件各処分に至る経緯等

ア 原告は、平成29年5月31日頃、伊勢税務署長に対し、平成28年4月1日から同29年3月31日までの事業年度の法人税及び同期間の課税事業年度の地方法人税について、納付すべき税額をいずれも0円として、法人税申告書及び地方法人税申告書を提出した。

(乙1、2)

イ 伊勢税務署長は、令和4年5月31日付けで、原告に対し、上記法人税について、納付すべき税額を8025万2600円とする更正処分及び重加算税の額を2808万7500円とする賦課決定処分をし、上記地方法人税について、納付すべき税額を353万1000円とする更正処分及び重加算税の額を123万5500円とする賦課決定処分（本件各処分）をした。（乙1、2）

（3）訴訟提起に至る経緯

ア 伊勢税務署職員は、令和4年5月31日、本件各処分に係る通知書（本件各通知書）を、原告が所有していたホテルの建物内において原告代表者に直接交付することにより、原告に送達した。（乙3、5）

本件各通知書には、本件各処分に不服があるときは、本件各通知書による通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に伊勢税務署長に対する再調査の請求又は国税不服審判所長に対する審査請求をすることができる旨が記載されていた。（乙1、2）

イ 原告は、令和4年12月21日、国税不服審判所長に対し、本件各処分を不服とし、その全部の取消しを求めて本件審査請求をしたが、国税不服審判所長は、令和5年2月21日付けで、本件審査請求は法定の不服申立期間経過後にされた不適法なものであるとして、これらをいずれも却下する旨の本件裁決をした。（乙4、7）

ウ 原告は、令和5年8月14日、本件訴えを提起した。

3 争点及びこれに関する当事者の主張

本件の争点は、本件審査請求が、原告が本件各処分に係る通知を受けた日の翌日から3か月を経過した後にされたことについて、不服申立期間経過についての「正当な理由」（通則法77条1項ただし書）があるかであり、これに関する当事者の主張は以下のとおりである。

（原告の主張）

原告は、令和3年4月13日から令和5年1月末までの間、名古屋国税局査察部による取調べを受け、並行して、津地方検察庁及び伊勢警察署による取調べを受けた。原告は、上記期間中、国税局から国税不服審判所について説明を受けず、弁護士を選任できることについても告知されないまま、一方的に取調べを受けていたため、不服申立期間が経過してしまったのであり、原告には不服申立期間経過についての正当な理由がある。

（被告の主張）

通則法77条1項ただし書にいう「正当な理由」とは、不服申立制度の目的及び法的安定性の要請を考慮し、そのような例外を認めることが社会通念上正当であるとするような理由をいい、例えば、不服申立期間の教示に誤りがあった場合や、天災、交通途絶等の不服申立人の責めに帰すことのできない事由により不服申立期間内に不服申立てをすることが不可能と認められるような客観的な事情がある場合がこれに当たるところ、原告が法定の不服申立期間を経過して本件審査請求をしたことにつき、上記に述べるような事情は存在しない。

第3 当裁判所の判断

1 通則法77条1項は、不服申立ては、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月を経過したときはすることができず、「正当な理由」があるときはこの限りではないと定められているところ、前提事実によれば、原告が本件審査請求をしたのは本件各処分に係る通知を受けた日から3か月を経過した後であることが認められる。

これに対し、原告は、国税局等から国税不服審判所についての説明や弁護士を選任できるこ

とについての告知を受けないまま一方的に取調べを受けていたため、不服申立期間内に審査請求をしなかったことにつき正当な理由がある旨主張する。

しかしながら、通則法77条1項ただし書の「正当な理由」とは、天災その他やむを得ない事由により不服申立期間内に不服申立てをしなかったことが社会通念上正当であると認められる理由をいうものと解されるところ、仮に原告が国税局、検察庁及び警察署等において取調べを受けていたとしても、そのことは原告が審査請求をすることにつき障害になるものではなく、不服申立期間の経過は、結局のところ、原告の法の不知に起因するものであるということができる。

以上に加え、原告に対して送達された本件各通知書には、本件各処分不服がある場合には本件各通知書による通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に伊勢税務署長に対する再調査の請求又は国税不服審判所長に対する審査請求をすることができる旨が明記されていたこと（前提事実（3）ア）も踏まえれば、原告が不服申立期間内に審査請求をしなかったことが社会通念上正当であると認めることはできないから、本件において「正当な理由」があるということとはできない。

なお、原告は、本件審査請求に係る国税不服審判所における審理において、税務署の職員から指導された経理処理が正しいと信頼してそのとおり経理処理していたことや、原告に本件各通知書が届かなかったことから、上記「正当な理由」がある旨も主張していたが（乙4、6）、前者については、法人税申告書及び地方法人税申告書の記載理由を説明するものであり、不服申立期間を徒過した理由とは関係がなく、後者については、前提事実（3）アのとおり、本件各通知書が原告代表者に直接交付されたと認められるから、これらによって「正当な理由」が認められることもない。

2 以上によれば、本件審査請求は不服申立期間を徒過した不適法なものであり、これらをいずれも却下した本件裁決は適法である。

第4 結論

よって、原告の請求は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第9部

裁判長裁判官 剣持 亮

裁判官 佐久間 隆

裁判官 新田 浩志

(別紙)

指定代理人目録

石脇大輔

宮城朝久

宮嶋淳

見崎治久

小川結加

安藤武弘

小野匡俊

北折享士

以上

(別紙)

略語一覧 (順不同)

- ・ 通則法 国税通則法
- ・ 本件各処分 伊勢税務署長が、令和4年5月31日付けでした、原告の、平成28年4月1日から同29年3月31日までの事業年度の法人税の更正処分及び重加算税の賦課決定処分並びに同期間の課税事業年度の地方法人税の更正処分及び重加算税の賦課決定処分
- ・ 本件審査請求 原告が、令和4年12月21日、国税不服審判所長に対してした本件各処分の全部の取消しを求める審査請求
- ・ 本件裁決 国税不服審判所長が、令和5年2月21日付けでした本件審査請求に対する裁決 (名裁 (法) 令4第12号)
- ・ 本件各通知書 本件各処分に係る通知書 (乙1、2)

以上

(別紙)

関係法令の定め

国税通則法 (通則法)

1 75条1項

5 国税に関する法律に基づく処分で次の各号に掲げるものに不服がある者は、当該各号に定める不服申立てをすることができる。

1号 税務署長、国税局長又は税関長がした処分(次項に規定する処分を除く。)

次に掲げる不服申立てのうちその処分に不服がある者の選択するいずれかの不服申立て

10 イ その処分をした税務署長、国税局長又は税関長に対する再調査の請求

ロ 国税不服審判所長に対する審査請求

(2、3号 省略)

2 77条1項

15 不服申立て(75条3項及び4項(再調査の請求後にする審査請求)の規定による審査請求を除く。3項において同じ。)は、処分があったことを知った日(処分に係る通知を受けた場合には、その受けた日)の翌日から起算して3月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

3 98条1項

20 審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、国税不服審判所長は、裁決で、当該審査請求を却下する。

以上